



2023年11月号(第8号)
発行/静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

静岡県特定最低賃金※の改正について

静岡県特定最低賃金が改正されます。効力発生日は**令和5年12月21日**です。
なお、静岡県最低賃金は、令和5年10月1日に改正されています。

静岡県の最低賃金 (令和5年度)



最低賃金が
ことごとく変わりました

※「特定最低賃金」

「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額984円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金です。

静岡県の場合は、右の3つの件名になります。

なお、必要と認められる業種および金額は、県ごとに異なりますので、ご注意ください。

【地域別最低賃金】(効力発生日:令和5年10月1日)

最低賃金件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
	時間額()は改定前	
静岡県最低賃金	984 円 (944)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

【特定(産業別)最低賃金】(効力発生日:令和5年12月21日)

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲
	時間額()は改定前	(以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012 円 (979)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①~③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、組組、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028 円 (995)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①~③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 iii) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組組、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ◆検査、事務は適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997 円 (964)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①~③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組組、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ii) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。

特定最低賃金の適用産業(業種)の詳細については、裏面を参照ください。

◆「特定最低賃金 共通の適用除外労働者」
① 18歳未満又は65歳以上の者
② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

・「鉄鋼、非鉄金属製造業」又は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和5年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額984円)が、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

ポイント① 地域別(静岡県)最低賃金は、静岡県内で働くすべての労働者に適用されます

- ・パートタイム、アルバイト、派遣、臨時、試用中などの雇用形態を問わず適用されます。
- ・外国人、学生、年齢(高齢者、年少者)等を問わず適用されます。
- ・法人、個人事業、公共事業などの雇用主の事業形態を問わず適用されます。

ポイント② 特定の産業では、特定(産業別)最低賃金が定められています

- ・静岡県では上記表の3業種で、静岡県最低賃金より高い金額で定められています。
- ・パートタイム、アルバイト、派遣労働者、外国人にも適用されます。

☆事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策をご用意しております。

◎ お問い合わせ

- ・最低賃金制度関係: 静岡労働局労働基準部賃金室 (TEL 054-254-6315) 、又はお近くの労働基準監督署
- ・業務改善助成金: コールセンター TEL 0120-366-440 (申請先: 静岡労働局雇用環境・均等室)
- ・年収の壁突破・総合相談窓口 TEL 0120-030-045



国土交通省「トラックGメン」との連携について

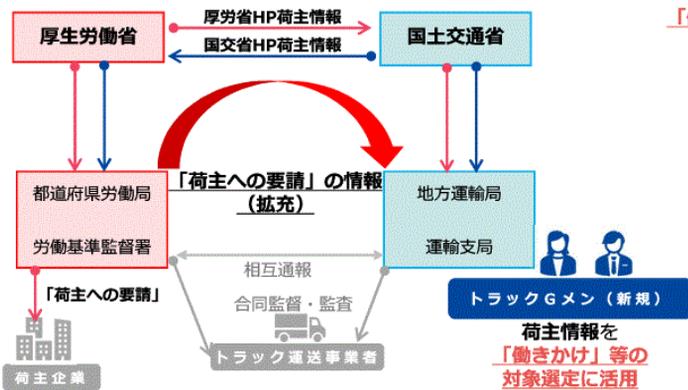
厚生労働省では、国土交通省のトラックGメンとの連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めます。

「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



③ 「標準的な運賃」の周知強化

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

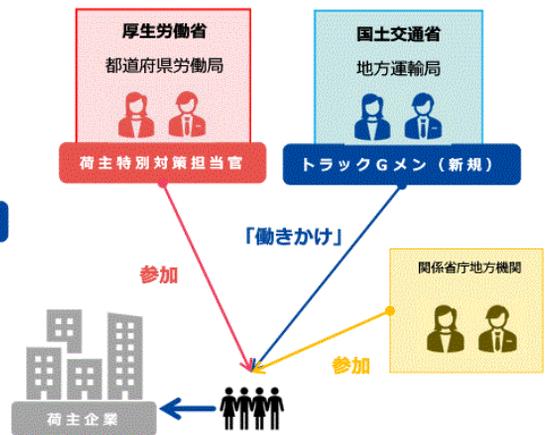
荷主・元請運送事業者の皆さまへ



② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

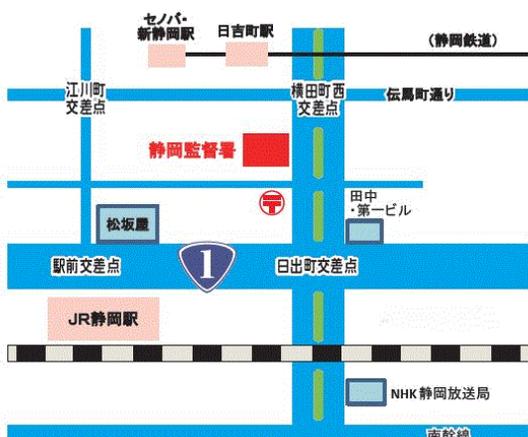
荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

年末に向けて、贈答品やプレゼント用といったことを含め、物流の増加が懸念されてます。皆さんが、荷主（発荷主、着荷主）になりますので、余裕を持った発注をする、配達日を考える等、少しでも配慮をしましょう。